

地方独立行政法人西都児湯医療センター
サイバーセキュリティを確保するための基本方針

2026年3月31日

【目的】

毎年、医療機関に対するサイバー攻撃などが多数発生しており、医療提供体制の維持・継続に対する脅威となっています。地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「当センター」という。）では、サイバー攻撃の脅威から医療提供体制や医療情報を守り、地域の医療機関から信頼されるよう連携を強化し地域住民から信頼される医療機関であるために、医療情報セキュリティ対策を講じてまいります。

よって、ここに「サイバーセキュリティを確保するための基本方針」を定め、当センターがサイバーセキュリティを確保するための基本的な方針を示します。

【適用範囲】

本「医療情報セキュリティ基本方針」は当センターの業務に従事する者、もしくは当センターの所有する全ての医療情報資産を対象といたします。

【法令遵守】

医療情報セキュリティに係る法規則を遵守し、医療機関としての責任を果たします。

【整備】

医療情報セキュリティを推進する体制を整備するとともに、医療情報セキュリティを統括する責任者を設置し、法人全体における医療情報セキュリティの向上に努めます。

【規程類の整備】

当センターが保有する医療情報資産をサイバー攻撃や災害などの脅威から保護するために、医療情報セキュリティに関する組織的な取り組みやルールを明文化し、医療情報システム運用管理規程及び医療情報システム事業継続計画（BCP）《サイバー攻撃用》として整備いたします。

【セキュリティ対策への取組み】

当センターは、医療情報セキュリティの確保にむけて適切な対策を講じます。また、インシデントが発生した際には、医療提供体制を最大限維持するために、その収束、早期復旧、再発防止に努めるとともに、外部機関に速やかに報告を行います。

【教育】

医療情報セキュリティ対策の重要性を全職員に対し周知徹底するため、定期的な教育を実施いたします。

【継続的改善】

地方独立行政法人西都児湯医療センターは、本「医療情報セキュリティ基本方針」及び医療情報セキュリティ推進体制、関連規程類の定期的な評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。